

〇三三

それでは次に、最低賃金法の改正案について伺ひてまいります。

貴社賃金の水準は、いかでござりますけれども、我が國の現状は、全國加重平均で時間当たり六百七十三円、最低の地域で六百十円とこうことになっております。いろいろなところで既に指摘もされておりますとおり、先進国でも最低のレベルとなることになつております。今まで六百一円といふことで低かったアメリカ、ついも一年後には八百六十円に引き上げられるなど、うことになつております。イギリスは千百九十円、フランスは一千一百三十八円、優に千円を超えておられます。これを見るだけでも、我が國の最低賃金は、國際標準に近づけるべきだというが結論になるわけでござります。

したがって、この委員会で議論をすべきことは、どういう案であれば、ある程度の最低賃金の引き上げにつながるかということが大変重要でござります。民主党としては、全国平均で千円を目指すという政策を出しておりまして、これは、この法案に対しても、党の皆さんがどうこう言うにお考えになるかわかりませんけれども、一部では、余りにも高過ぎる、非常識だという意見も私は聞いております。しかし、もともとフランスやイギリスなんかはもう優に千円を超えているわけですから、仮に千円で年間二千時間働いたとしても、年収は二百万円にしかならない、決して私は大きい数字ではない、というふうに思っております。

政府から提案されました今回の改正案、中でも最も大事なのが九条三項で、「労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」、これが入つたところでございます。生計費を考慮するに当たつては、「生活保護との整合性を配慮する」とあります。今まではどうだったかというと、現行法第三条で、最賃は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して決定し

お伺いをいたします。私は、憲法二十五条にも規定がありますように、労働者の最低限の生計費などのは、最低賃金のいわば下限であります。そしてまた一方で前提だというふうに思ひます。

まず、最低賃金の基準は生活保護などの最低の生計費を上回る、これは当然でありますし、今まで生活保護以下の最低賃金の決定があつたとすれば、それはもう憲法二十五条の健康で文化的な最低生活をする権利、こういう二十五条に違反するような疑いがあるといふふうに思つております。

これには四種類の表があつて、事前に厚生省の方からお聞きをいたしましたところ、おおむね一の表が一つの基準となるとどうことでございましたので、それを参考にしながら質問をしたいと思います。きょうは、委員の皆さん方にもお配りをいたしております。

この表は、生活保護の方については、都道府県の生活扶助基準人口過重平均プラス都道府県の住民扶助実績値で見るわけです。最低賃金額は、これは最低賃金額に百七十六、これは一ヶ月の働く分でございますが、働く時数、そして〇・八六七、これは収入から税金あるいは社会保険料などを引

員の御質問でござらぬか。最低賃金についてお尋ねいたしましたが、委員のおりしやるより、三つの要素で決定されるところことになります。といふわけですが、この三つの要素につきましては、軽微があるわけではなくて、いずれも地域別最低賃金の決定に当たつて考慮されるべき要素であるといふふうに考えております。

○細川委員 それでは、生活保護との比較についてお伺ひなさいだします。

私は、憲法一百五十六条にも規定がありますように、労働者の最低限の生計費となるのは、最低賃金のいわば下限であります。そしてまた一方で前提だといふふうに思います。

○議長に委員 それでは、その生活保護に係る施設費と他の施設費との比較などについて、さらに進んでお聞きをいたしますが、生活保護との比較をするのか、その生活保護の何と比較をするのか、それが大変大事だとうふうに思ひます。

そこで、厚労省で作成をいたしました「生活保護と最低賃金の比較」というのがございまして、これには四種類の表がありて、事前に厚労省の方からお聞きをいたしましたところ、おおむね一の表が一つの基準となるとどうかおもひたものです。されば、それを参考にしながら質問をしたと思ひます。さようは、委員の皆さん方にもお配りをいたしております。

最低賃金の決定基準は以前から三つあります。一つは労働者の生計費、二つ目が類似の労働者の賃金、三つ目が通常の事業の賃金支払い能力の三つの要素になつておりました。今回は、「地域における」という限定をつけておられますけれども、この三つの要素は原則変更はないわけですが、います。

そこでお伺いをいたしますけれども、労働者の

お伺いをいたしますが、労働者の生計費とは生活保護の水準を上回るべきだと云つて私は考えますが、法案の「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」というこの規定の意味は、少なくとも生活保護の水準を上回る、こういうふうに解釈してよろしくうなづきますか。

○青木政府参考人 今委員が御質問になりましたように、生活保護との関係でござりますけれども、地方最低賃金審議会における審議に当たつて考慮

類似の労働者の賃金、それから通常の事業の支払い能力、この要素も、マクロに見て最低の生計費を上回って支払い得る根柢とはなつても、それと下回る基準ではないだらう、こういふうに無

かれた分、いわゆる可処分所得の額だいじょうぶ。  
そこで、これを比較いたしまして、およそ十一都  
道府県で最低賃金額が生活保護を下回っていること  
になります。

お伺いをいたしましたが、労働者の生計費とは生活保護の水準を上回るぐまだとどうふうに私は考へていますが、法案の「生活保護に係る施策との整合性による配慮するものとする。」ところの規定の意味は、「少なくとも生活保護の水準を上回る、こうふうに解釈してよしとありますか。」  
吉木政府参考人 今委員が御質問になりましたように、生活保護との関係でいわんませけれども、べき三つの決定基準のうち、この生計費につきましては、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ということになりやるとおりなっていらっしゃいますが、これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するところが大体でございます。

細川委員 それでは、その生活保護に係る施策との整合性はどういうことについて、さらに進んでお聞きをいたしますが、生活保護との比較をするのと最低賃金の比較」というのがございまして、その生活保護の何と比較をするのか、それが

そこで、厚労省で作成をいたしました「生活保護と最低賃金の比較」というのがございまして、そこには生活保護の水準と最低賃金の水準を比較するための指標が示されています。この指標によれば、

そこでお尋ねをいたしましたが、厚生省として、これら十一都府県で修正を加える「九条三項」ですね、つまり、生活保護に係る施策との整合性に配慮する、これをクリアすると厚労省は考えていましたのではないかというふうに思いますけれども、これについていかがでしようか。

○青木政府参考人 生活保護と最低賃金の比較に当たりましては、例えば、地域別の最低賃金は都道府県単位で決定されておりますのに対し、生活保護は市町村を六階級に区分している。また、生活保護は、年齢や世帯構成によって基準額が異なるなど、ようやくなこと。あるは、生活保護では必要に応じた各種加算や住宅扶助、医療扶助などがある。そういうことをどういうふうに考慮するのかという問題が、御指摘のようにになります。

しかししながら、最低賃金は労働者の最低限度の生活を保障するものであります。モラルハサードの観点から、少なくとも、最低賃金が生活保護を下回っている場合には問題となるだらうとどうふうに思つております。

（参考） 労働して賃金を得る場合には、単に今生活保護を受けている場合よりも必要とする経費が増加するという観点からすれば、最低賃金の水

は生活保護を一定程度以上上回るものとすべきであるという考え方もあり得るというふうに思つております。

現在の最低賃金と生活保護の水準を見た場合に、衣食住という意味で、生活保護のうち、若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均値により住宅扶助を加えたものを手取り額で見た、先ほどの図でありますと、その最低賃金が下回っている地域、これが十一地域ということですが、ますます、ますはそういったケースについて、生活保護との整合性を考慮の上、その逆転を解消する。そして、その上でさらに、最低賃金と生活

く私は理解できませんでした。そこでもう一度お聞きをいたしますが、現在、最低賃金額が最も低い県、これは最低賃金額が一百四十円の青森、岩手、秋田、沖縄、この四県のみで、生活保護の方が高いのはわずかに秋田県のみで、青森はほぼ同額、そのほかの二県は最低賃金の方が高い、こうしたことになります。逆に、生活保護の方が高い都道府県というのは、東京、神奈川、大阪、埼玉、千葉、京都、兵庫、広島、北海道、宮城、秋田、こうしたことになつております。

そこでお聞きをいたしますが、ちょっと秋田を餘きましたので、すべて大都市を擁する都道府県、先ほど申し上げました、十一都道府県についてては、板にこの基準になつたしますと、大都市を抱えた都道府県は生活保護の方が高いので、最低賃金は上がるだらう、いや、いついとはないかと思ふますけれども、そういうことやよりしゅうじぎふます。

ただ、単純に、おっしゃるように、地域別最低賃金が、先ほどの基準で考えて、先ほどの方式、生活扶助基準、人口加重平均と都道府県の住宅扶

助実績値の合計と賃金の可処分所得ベースとを比べてみますと、生活保護を下回っているのは十一都道府県でございます。確かにそうでありますけれども、具体的な額、水準につきましては、これ考慮の一要素ということになりますし、地域にはあります。

事業の資金支払い能力を考慮して、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものでござりますので、それによつて適切な引き上げがなされしていくこと、というふうに思つております。

まして、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政労使の合意形成を図りまして、その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的な引き上げに踏しまして、産業政策と雇用

とありますので、こうした成果として、生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げがなされたものとどうふうに考えておられます。

○細川委員 私が中心的に聞いてるのは、今度の文部省の、今までは二つあった規制を統一して、これが一つになった規制で、これが一つにならなければ、

生活保護の施設との整合性と云うことがプラスになったわけでしょう、そこが。だから、その関係で最賃がどういうふうになつていくかというところに私は注目しているんですよ。これが大事なんですよ。そつぽんは反対して、ちょっとアレやね。

いろいろなことを言われても、これは我々は理解できませんよ。大事なのは、この改正案で一体どうなつていくかですから。どういうふうに最終が上がるかですから。

は、沖縄県の最貧といいうのは、今度の法改正案で上がるんですか。上がるとすれば、どれくらい上がるりますか。お聞きいたします。

については、これは先ほど来申し上げております。よ  
うな諸要素を勘案して、適切に地方最低賃金審議  
会の審議を経て決定されるということになります。

ので、具体的にどれが上がる、どのくらい上がる

す  
四

りますが、今御質問がありました、先ほど来申し上げております生活保護の生活扶助基準の一歩の上げ方、それと地域別最低賃金の可処分所得ベース、いて具体的な額が決められるというふうに考えて

をとる場合においては、おっしゃるふうに沖縄県においては最低賃金が生活保護を上回っているわけぢやござります。

ほど申し上げましたように、そうじつた点を踏まえて、沖縄においても具体的な額が決まりでござりますが、西田単位ですか。ちよりとそこを聞かせてくださいよ。何かよくわからんんですね。少し申さねばなりません。

○総理委員 具体的な数字などは出できませ  
んから、ついつい聞くようですかけれども、毎年毎  
年一回二回三回で、うるさい程度上がって  
お方がどうぞおまかせ。したがって、どうぞどけるかと  
○青木政府参考人 先ほど申し上げましたよう  
に、生活保護につきましては、それがやむを得ない決定の

いく、その攻防を毎年やっているわけですね。だ  
れども、そんなことじやいかな、思ひ切つて国  
際水準に上げなきゃいかぬじやないが、あつと最  
終合意を終わらんとつべてくださいとだら

低賃金を上げて、そしてワーキングプアなどが発生するようなことがないようになきゃいけぬじゃないか、そういうようなことを含めてこれを単身世帯の一類、一類の扶助基準と、それから住 うといふように思っておられます。少なくとも、先ほど来申し上げて、ますますこうした

提案されたわけでしょう。

○青木政府参考人 何度も同じお答えで恐縮でございますけれども、具体的な額を定めるのは、さ

要素を具体的に勘査しながら地方の最低賃金審議会で決めるというスキームになつてゐるわけでござる。

るかと云ふことが法律で決定基準として決められてゐると云ふことです。その中にあります。

は少なくとも従来の決定基準において必要だらうとふうことで、明確化を今回するわけではある

○第三委員 だから、先生どのは一のといふな

都市を含む都道府県であって、それは生活保護の方が上なわけですね。最賃がずっと下だ。だから、これに合わせるよう、生活保護に令わせるようになります。それがわかるように高くなるというのはわかりますよ。では、そういうない沖縄はどうですかと聞いているんです。上がりますか、上がりませんかといふことで

す。

○青木政府参考人 先ほど来申し上げていますように、この法律上の枠組みは、生活保護との整合性をちゃんと考慮して三つの要素を十分考慮した上で具体的な額を決めるという枠組みでござります。具体的な額の決め方としては、労使も交えた地方の最低賃金審議会で十分審議をした上で、地方の実情なども考慮ながら決定をして、しっかりと遵守をしてもらいたい、こういうことになつてゐるわけであります。したがつて、法律上、具体的な額が直ちに出てくるという枠組みになつてゐるものではありません。

したがつて、今回お願いをしております法律において、少なくとも生活保護との整合性との観点で言えば、最低限どうしますか、まずもつて十一都道府県については、これはまず解消されるでしょう、さらに、それでおしまじというわけではなくて、生活保護との水準とどうのはさまざまありますから、水準との整合性はさまざまありますので、それはこれから議論をして、何が適当かといふものをきかんと、具体的な額を決めるに当たつて十分審議をした上で決定がされるといふふうで思つております。

○細川委員 何度も聞いてもちよりとよくわからな  
いですね。仕組みも今までと同じでしょ。仕組みは今までどおりですね、地方最低賃金審議会で決める。そして、その三つの要素も同じですね、最初から話しました三つの要素。今度プラスされた生活保護との整合性を加味して決めるといふわけですね。

だから、さいでよ、十一の都道府県にどうぞはわかるんです。生活保護の方が上ですから、それこな最賃を合わせるとどうのは。上がりますよ、

それが今言われた二十五円ですか。そうしたら、ありますので、そいつた枠組みに基いて沖縄はその場合、今度は上がるんですか、生活保護の最低賃金法もなりてくるといふことやいかに上がりますかとどうかことを聞いています。

今までの仕組みで具体的にやるからなかなか具

体的なことは言えませんと仰んでくれども、

るんですよ。

今までの仕組みで

具体的なことは言えませんと仰んでくれども、

るにはそれが同じだつたら、生活保護を考

慮したつて変わらないんじゃないですか。今まで

どおりになるんじやないですか。一円一円の……

○櫻田委員長 細川律夫君に申し上げます。

申し合わせの時間が経過しておりますので、御協力願ひます。

○細川委員 ちょっと、今の質問だけ許してください。

今までのおりの一円一円の値上げの問題になるんではないですかと私は聞いてくるんです。上がったたら上がると言つてください。

よ。もっと、どれぐらじ上がるか。沖縄の人も心配だと思いますよ。

○青木政府参考人 先ほども申し上げましたように、生活保護は年齢や世帯構成によって基準額も異なりますし、必要に応じた各種加算、住宅扶助や医療扶助や勤労控除とか、そういうものがあるわけです。先ほど来お話をなされておりますの

は、そのうちの若年単身世帯の生活扶助基準に住宅扶助の実績値のみをやった場合に十一だ、単純に機械的に比べると十一だといふことを申し上げているわけで、では何を比べるのか、少なくともそれは解消してもらわなくちゃいけないと思いま  
すが、何を比べるというのは、さらにそれに乗つかりでくるものが考へ得るわけですね。それは具体的な額を決めるに当たつて十分議論をしながら考へるべき話だとうふうに思つております。

こうした仕組みは世界的にも、額を法定しているアメリカを除けば……

○櫻田委員長 答弁は簡潔にお願いします。

○青木政府参考人 労使で十分話をして額を具体的に決めていくといふやり方がいわば世界の趨勢

○長妻昭議員 民主党の長妻昭でございます。本日も質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

この労働三法の法案が出ておりますけれども、私自身は、國家として、国民の皆様方の最低限の生活はどうのはどうこうあるものなのか、これをきちっと定義して、最低限の生活は国家としてきちっと一律に保障する、こういう強い意思を持つことが国の信頼を高める基本だというふうに考えております。

ところが、今の現状の日本は、最低限の生活、国が保障する生活はどうのはどういうものか、非常に分岐分野でならばらになってしまる、整合がとれていない、きちっとした哲学がないとうふうに私は考えてくるところだございます。

そういう意味では、大臣の哲学をお伺いしたい、んですが、具体的には、最低賃金法の改正案が出ております。この生活保護との関係、あるいは国民年金の支給水準との関係、いろいろ、国が最低の保障をしなければいけない、こういう哲学がばらばらだと私は思つております。そういう意味では、今回の改正案は、最低賃金と生活保護あるいは国民年金との給付の関係はどうのはどういうような設定をしていくのか。具体的には、「一般的な働き方をしたときに最低賃金が生活保護を下回らない、」というふうな哲学があるのかどうかということをお伺いいたします。御言葉いただければ、

○柳澤国務大臣 最低賃金制度は、賃金の低廉化によって労働条件の改善を図ることを目的としております。

一方、近年、労働者の最低限度の生活を保障する観点から、生活保護との整合性の問題もござります。今度、このために、最低賃金法改正案をおきました。最低賃金制度がセーフティーネットとして十分に機能するように、地域別最低賃金について、その水準を生活保護との整合性も考慮して決定するということを法定させていただきました。具体的な水準については、今長妻議員からば全国一律にということもござりますけれども、実際問題として、最低賃金を構成する三つの要素のうち生活費というものがあるわけですが、この生活費としては、物価の水準、動向等も地域によってばらつきがありますことを考えますと、地方それぞれに最低賃金を決定するということがよしとされています。私もそれが実情を反映しているのだ、このように考えておりますが、したがいまして、最低賃金の具体的な水準については、地方最低賃金審議会における審議を経て決定される、こういうことになります。

そういうことで、今回、生活保護との関係というのをこの法律上明らかにいたしましたけれども、御指摘のように、最低賃金は生活保護を下回らない水準にするという趣旨で、具体的にこのことを今後実現してまいりたい、このよう答へております。

○山井委員

少し、最賃の質問をさせていただきます。

今回、第七条で最低賃金の減額の特例を認めた後、厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により最低賃金の効力の規定を適用するなどしてあるが、厚生労働省令とは何を想定してあるのか、武見副大臣、お願ひします。

○武見副大臣 我行の最低賃金法は、障害により著しく労働能力の低い者等については、個別の許可によって最低賃金の適用を除外することができると、いうふうにしております。

実際の運用においては、適用除外の許可を受けたからといって、極端に妥当性を欠く低賃金となることがないよう、例えば精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者については、支払う賃金額が、最低賃金額から、労働能力が低い割合に対応する金額を減じた額を下回ってはならないといった運用、すなわち減額措置という運用が行われてきております。これは、現行法においても、通達によってこうした運用が今も既に行われているわけあります。

そして、今般の改正によって法律上よりの減額措置となるものでありますけれども、支払うべき賃金の下限額については、現行の運用における取り扱いを変更するどころではございません。現在の運用の実態を踏まえて省令を策定する、という考え方でござります。

なお、厚生労働省令で定める率の具体的な内容については、例えば、精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者については、当該最低賃金の適用を受ける他の労働者のうち最も下層の能力者と比較した被申請者の労働能率の割合とすると、いうふうに考えておるといふのがございます。

○山井委員

それでは、ちょっと最賃の話をしたいんですか。

武見副大臣、地域別最低賃金の不払いに係る罰金額が五十万円に引き上げられましたが、これは労働者一人当たりに対する罰金額ですか、武見副大臣。

○武見副大臣 御指摘のとおりでございます。

○山井委員 特定最低賃金については今回の最賃法の罰則の適用ではないが、これはなぜですか。

○武見副大臣 最低賃金の一義的な役割ですね。

これは、すべての労働者について賃金の最低限額を保障するセーフティーネットということでございます。その役割は、地域別の最低賃金が果たすべきものであるところやつた私どもは考えておりまして、あくまでも一番基本的なセーフティーネット、これは地域別の最低賃金という確認をますしておきたいと思います。

このため、今般の見直しにおいては、地域別最低賃金について各地域ごとに決定することを義務づけるとともに、労働契約の内容を規制する強制的、直律的効力を付与した上で、地域別最低賃金額以上の賃金を支払わなかつた場合には最低賃金法の罰則を科す、このことによりてこの履行を確保するということで五百万円ということが決められてきています。

他方で、一定の事業または職業に適用される特定最低賃金については、関係労使のニシアチブにより設定をされており、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完して、公正な賃金設定に資するものとしてセーフティーネットとは別の役割を果たすところやつた「組合もはいからについては考へておるわけです。その不払いにつきましては最低賃金法の罰則は適用しない」というふうにございました。

ただ、地方で、特定最低賃金不払、「これは賃

○園田(康)委員

最低賃金法の審問をなしていただきます。

でも、まだこの最低賃金法の内容に入る以前の問題でありますので、この内容そのものにはちょっと触れるつもりはありません。ちゃんとした、うは議論に基づいてこの最低賃金法の正當な形の中の議論に基いてこの最低賃金法の中身の審議をさせていただきたいんですが、その内容に入る前に、先般、三月の二十一日でありますでしたでしょか、政府の成長力底上げ戦略推進円卓会議、これにつけて大臣の御感想を少し伺ひておきたいとこうふうに思つわけですが、「このときに、安倍総理が、三月十九日の参議院の予算委員会での我が党の質問に対しまして、円卓会議についてこのように述べておられます。

最低賃金について申し上げれば、近年、最低賃金制度が言わば生活保護と比べてもある意味セーフティーネットとしての機能を十分に果たしていないと、いうふうな観点から見直しを行つことにいたしたわけでござります。

そしてそれで、我々としては、この成長力底上げ戦略を進めていくことによりて、将来、中小企業等々においても生産性を引き上げていくとこう中において、当然それに波つてこの最低賃金も上がってくふうな仕組みをつくっていただきたいとこう中において、円卓会議をつくってその議論を各地域における最低賃金の審議会における議論のこれは正にベースにしていただきたいとこうふうに考えていいところでござります。

といふふうに結論はおっしゃつておられるわけであります。大臣、最低賃金は決済過程においてどのようになつていくんでしょうか。この円卓会議がベースになつて、これに基づいてつくられるものなんでしょうか。制度として。どうでしょか。

○鶴澤国務大臣

私は、最低賃金の決定というものは、これまでの最低賃金審議会、これは中央の審議会、地方の、両方あります。これを通じて決定されていく。それはある意味で、詰問に対する答申ですけれども、基本的にそれを尊重して、行政として決定をしていく。この仕組みは基本的にどうが、全く変わらない。というか、御理解いただきたいと思います。

しかば、この底上げ戦略推進円卓会議というのはどういう位置づけかといふと、結局、そういうことで、最低賃金の要素として、もちろん生活費もありますけれども、事業主の支払い能力ということも一つの要素になります。

支払い能力というのは、結局どうして生まれてくるかといえば、これはやはり生産性の向上をすることによって支払い能力の向上というのも図られるという意味でございまして、ある意味で最低賃金を引き上げる環境を整備するというか、改善していくとこうか、そういうことの戦略あるいは施策というものを中長期的に考えていく。そういう機関であるとこうふうに社としては理解をしておりますし、また委員にもぜひそのように理解をしていただければ幸い、このように思つております。

○園田(康)委員 今回の制度で、中央最賃審議会と地方最賃審議会の仕組みは変わらない。そして、屋上屋のようないつの円卓会議なるものが、私はそのような印象を受けているわけありますけれども、しっかりとこじういう政府全体の取り組み、中小企業の推進策など、ものもあわせて私は行つ必需要があるというふうに考えておりますので、そのことも含めて、屋上屋だけをやつしていくのではなくて、ちゃんと実質的な地域の中身の実感を把握しながら、それぞれにおいて引き上げていくと、う方向で頑張つていただきたいとこうふうに思っております。

○高橋委員

そこで、最低賃金の問題をお話をいたしますが、最初に大臣に簡単な質問をいたします。今現在、最低賃金の全国平均額は六百七十九円、月収にして一万五千円くらいになると想つてますけれども、この水準を低いと大臣はお考えでしょうか。ワーキングファームという言葉がござりますが、まさしくこの最貧に張りついた労働者の実態、貧しいと考えていらっしゃいますが、見解を伺います。

○柳澤国務大臣 今委員が御指摘になられましたように、現行の地域別最低賃金の全国加重平均額は六百七十三円でございます。したがいまして、これを一日八時間として一十一日間働くとしたうえで考えますと、一千六百九十九円などになります。

この具体的な水準は、委員も御承知のとおり、

公労使三者構成の地方最低賃金審議会における地

域の実情を踏まえた審議を経て決定されてるも

のでございまして、そのこと自体については、私

どもとして、審議会の御意向を尊重して決定させて

いただけております立場で、このこと自体につ

いて云々するところは、こうした棒組みの中では差

し控えさせていただきたいと思います。

○高橋委員 今、決め方の問題についてはこの後

質問いたしますけれども、そこに逃げないでいた

だきましたんですね。これで算らせると思ってる

のかということを、大臣の率直な認識を伺いたい

と思うんです。数字の上の積み上げではなくて、

実際として十二万足らずで算りしていただけるのかと

いうことなんですね。そのことを本当にお答えをい

ただきたいと思います。

○五年一月七日の最高賃制度のあり方にに関する研

究会に提出された資料、「最低賃金制度の意義、

役割について」によれば、第一條、目的の解説の

中で、労働条件の改善とは、労基法で言えば労働

条件の向上とう改善度合の向上、これは現状

より上回ることであって、水準が一定高くてもそ

れより上回れば向上と言ふ、しかし、改善とは現

状が悪いことを前提としている、このように説明

がされてます。現状が悪いことが前提なんだとい

うことなんですね。

同じ資料の中に、「エレコ事務局ジエラルド・

第十条には、厚労大臣または都道府県労働局長

○青木政府参考人 生計費につきましては、各地

スターレ「世界の最低賃金制度」による整理の中では、最低賃金制度は「すべてのあるいはほとんどの労働者に、不適当に低い賃金から保護する安全網を提供することによって、貧困の減少に適度に寄与する手段」と整理をされております。

あれこれの要素の前に、現状は極めて低いんだ、これをまさしく改善するのだという立脚点を立てたのがどうかが問われていると思います。もう一度お答えをお願いします。

○柳澤国務大臣 最低賃金どころは、今委員がお述べになりましたように、労働者の最低限度の生活を保障するそういうセーフティーネットといふ役割を果たすことを当然期待されておる制度、でござります。

そういうことで、今私が申し上げましたように、現在の水準というのは六百七十三円ということがございまして、そのこと自体については、私どもとして、審議会の御意向を尊重して決定させていただけておるところ立場で、このこと自体について云々するところは、こうした棒組みの中では差し控えさせていただきたいと思います。

○高橋委員 結論的に申しますと、高橋委員が言われるところであります。最低賃金については、原則として、一都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事業については都道府県労働局長が、それからまた、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事業等については厚生労働大臣が決定することとされております。

都道府県労働局長が決定した最低賃金が著しく不適当であると認めるときは、厚生労働大臣が都道府県労働局長に対してその改正等を命ずることができる」とされておりまして、それぞれの中央及び地方の最低賃金審議会のお考えを尊重しながら、決定は、都道府県労働局長、あるいは場合により厚生労働大臣であるところが法律の規定するところだござります。

○高橋委員 基本的な権限の所在がはっきりした

かと思ひます。

○高橋委員 ただ、改正や廃止の決定について、大臣が伝家

の宝刀を抜いたことは一度もないとこうことであ

りましたので、私はやはり、今こういった議論を積

み重ねておる中で、そういうことだつてあるんだ

よどぶう」とを、今抜けてるわけではありませんが、そういうことをきちんと念頭に置いておられます。

○高橋委員 級の区分の仕方が違うですか、そ

ういういろいろな違いがあることを乗り越えて生

活保護との整合性を図るところなどを今回盛り込

んだわけですから、基本的な考え方をきちんと整

理していく必要があるのだろう。

そこで、政府の出している資料というのは、最

低賃金に対し、税や社会保険料を考慮した可処分所得として〇・八六七を掛ける、そういう数字を

比較しているかと思うんです。当然、生活保護で

あれば負担しなければならない、そのことを考慮し

てあると思うんですね。そうすると、すべての都

道府県が生活保護より下回るとこう資料が出てい

るかと思うんですね。それは間違ひありませんね。

そして、その上で、最もでも、局長が言うこと

からスタートと云ふときは、この〇・八六七を

掛けた数字、これはすべての都道府県が下回って

いるんだ、その認識から出発すべきではないで

ります。

この具体的な水準は、委員も御承知のとおり、

公労使三者構成の地方最低賃金審議会における地

域の実情を踏まえた審議を経て決定されてるも

のでございまして、そのこと自体については、私

どもとして、審議会の御意向を尊重して決定させて

いただけておるところ立場で、このこと自体につ

いて云々するところは、こうした棒組みの中では差

し控えさせていただきたいと思います。

○高橋委員 今、決め方の問題についてはこの後

質問いたしますけれども、そこに逃げないでいた

だきましたんですね。これで算らせると思ってる

のかということを、大臣の率直な認識を伺いたい

と思うんです。数字の上の積み上げではなくて、

実際として十二万足らずで算りしていただけるのかと

いうことなんですね。そのことを本当にお答えをい

ただきたいと思います。

○五年一月七日の最高賃制度のあり方にに関する研

究会に提出された資料、「最低賃金制度の意義、

役割について」によれば、第一條、目的の解説の

中で、労働条件の改善とは、労基法で言えば労働

条件の向上とう改善度合の向上、これは現状

より上回ることであって、水準が一定高くてもそ

れより上回れば向上と言ふ、しかし、改善とは現

状が悪いことを前提としている、このように説明

がされてます。現状が悪いことが前提なんだとい

うことなんですね。

○高橋委員 なかなか答らせていただきます。それが違うという

と思います。

○高橋委員 なかなか答らせていただきます。それが違うという

と思います。

○高橋委員 なかなか答らせていただきます。それが違うとい

うと思います。

○高橋委員 なかなか答らせていただきます。それが違うとい

う思います。

○高橋委員 なかなか答らせていただきます。それが違うとい

う思います。